

報告第 2 0 号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定に基づき、損害賠償の額の決定について下記調書のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 8 年 9 月 1 4 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

損害賠償額決定調書

専決処分年月日	決 定 額	相 手 方	事 件 の 概 要
令和8年7月24日	1,800円	足立区南花畑在住者	令和7年6月16日に相手方より申請のあった足立区私道防犯灯維持管理補助金について、申請書を紛失したため、当該補助金を年度内に交付できず、相手方に当該補助金相当額の損害を与えた。